

請願第 1 号 資料 1

令和 6 年度 請願第 1 号について

1 請願要旨について

- (1) 中学校歴史・公民教科書の採択にあたっては、教育基本法改正の趣旨及び学習指導要領の目標・内容を観点として最もふさわしい教科書を採択してください。
- (2) 中学校歴史・公民教科書の採択にあたっては、以下の記述内容に留意して採択してください。
- ① 1937 年のいわゆる「南京事件」に関する記述について
 - ② 「慰安婦」に関する記述について
 - ③ 「L G B T」に関する記述について

2 本市の考え方

中学校で使用する教科用図書は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 49 条の規定により準用される第 34 条第 1 項の規定において、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」とされており、教科用図書の採択については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号及びその他の関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に採択を行うものとされています。

令和 7 年度に中学校で使用する教科用図書の採択に当たっては、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、「令和 7 年度川崎市教科用図書採択方針」（以下「採択方針」という。）（資料 2）を定めています。

採択方針においては、教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号）（資料 3）に基づき、学識経験者や保護者を含む学校教育の関係者を委員とする川崎市教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）に対して教育委員会から諮問し、全ての教科用図書に関する審議結果を教育委員会へ答申することとしております。

また、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 5 条に基づき、令和 6 年 6 月 7 日から令和 6 年 7 月 31 日までの期間に、市内 8 会場で開催した教科用図書展示会においてアンケートを実施しております。

教科書採択は、選定審議会の答申、教科用図書展示会でのアンケート結果など様々な方の意見を踏まえ、教育委員会が決定するものとなります。

この請願もまた一つの意見として参考とさせていただきますが、最終的には教育委員会で決定されるものであると考えております。